

議 案 参 考 資 料

[令和 7 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

スポーツ・文化振興課 スポーツ振興担当

議案名

議案第 25 号 桐生市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

相生庭球コートの整備に伴い使用料を見直すとともに、黒保根庭球コートを廃止するため、所要の改正を行おうとするものです。

概 要

1 相生庭球コート使用料の見直し

相生庭球コートの施設整備により、適正な受益者負担と持続可能な体育施設の管理の視点での料金設定が必要となることから、整備費用、備品、維持管理費等のコストを基に使用料を算定し、使用料の見直しを行うものです。

また、利用団体から要望のあった、従来の個人使用(コート 1 面を複数の利用者が同時に使用する方法)からコート 1 面を専用利用できるように利用方法を見直し、利便性の向上を図るものです。

		整備前	整備後
使用料	一般	午前 630 円・午後 900 円	1 時間 400 円
	高校生以下	午前 300 円・午後 430 円	1 時間 200 円
	個人使用	午前 70 円・午後 120 円	—(※)
	個人使用 (定期使用・年額)	一般 3,840 円 高校生以下 1,220 円	—
開場時間		9 時～17 時	9 時～21 時
コートの規格		・オムニコート(人工芝の上に砂を撒いたコート)4 面 (ナイター照明あり) ・クレーコート(土のコート)8 面	・オムニコート 12 面(うち 4 面にナイター照明あり)

※ 壁打ちコートは個人使用可(午前 70 円・午後 120 円)

2 黒保根庭球コートの廃止

黒保根庭球コートは、老朽化によるコートのひび割れにより、平成 30 年度以降利用を中止しています。利用者も少ないことから廃止するものです。

3 使用料を定める表の分割

現行の条例では、使用料を定める表が、複雑で分かりにくいことから、主な施設ごとに区分けした分かりやすい表に改めるものです。（料金等の変更はありません。）

（施行期日：令和 7 年 4 月 1 日）

背景・経過

相生庭球コートは、市長杯を始めとする市民大会などで多くの市民のみなさまに活用していただいている施設です。令和 6 年 9 月から、現在のクレールコートをオムニコートへ改修する整備を行っており、令和 7 年 3 月下旬の完成予定となっています。

黒保根庭球コートは、施設の老朽化で平成 30 年度から使用が出来ない状態が続いています。利用中止前の利用者も年間 10 人前後と少なく、現在、地域内のテニス愛好者は、学校開放施設である黒保根学園のテニスコートを利用しており、改修の要望もないことから、今回廃止しようとするものです。